

「桜門体育学研究」論文審査に関する申し合わせ

「桜門体育学研究」編集委員会

平成 23 年 4 月 1 日

1. 「桜門体育学研究」編集委員会(以下「本委員会」という)に関する投稿規定の第 3 条に基づき、「論文審査に関する申し合わせ」を以下のように定める。

2. 審査員の選出と審査期間

1) 投稿論文の内、総説、論文について編集委員長は 2 名の審査員を、実践報告、研究資料については、1 名の審査員を選出し、審査を依頼する。

2) 依頼論文の内、総説、原著論文、実践研究、事例報告、研究資料については編集委員長が指名した編集委員 1 名が審査を行う。

3) 新規投稿論文および再提出論文とも、審査期間は原則として 2 週間とする。

3. 新規投稿論文に対する審査

1) 新規投稿論文が「桜門体育学研究」投稿規定に反していると編集委員長が認めた場合には、編集委員長は投稿者に論文の修正を求めることができる。

2) 審査員は論文を審査し、審査結果(判定)を編集委員会に報告しなければならない。審査員による判定の種類およびその基準は以下の通りとする。

A 判定：修正の必要がなく、そのまま「掲載可」と判断されたもの

B 判定：修正と修正後の再審査が必要と判断されたもの

C 判定：掲載不可と判断されたもの

D 判定：何らかの理由で審査が困難であると判断されたもの

3) D 判定に対し、編集委員長は直ちに他の審査員を選び、審査を依頼する。

4) 編集委員会は、審査員の判定に基づき、論文掲載の可否を以下のように決定する。

(1) 審査員が 1 名の場合は、その判定に従う。

(2) 審査員 2 名の場合は、つぎのようにする。

(A)(A)の場合「掲載可」

(A)(B), (B)(B)の場合「修正再審査」

(C)(C), の場合「掲載不可」

(A)(C), (B)(C)の場合、編集委員長は 3 人目の審査員を選び、審査を依頼し、3 名の審査員の判定を併せて以下のように決定する。

(A, C, A)の場合「掲載可」

(A, C, B)の場合「修正再審査」

(A, C, C)の場合「掲載不可」

(B, C, A)の場合「修正再審査」

(B, C, B)の場合「修正再審査」

(B, C, C)の場合「掲載不可」

5)編集委員会は審査結果を速やかに投稿者及び審査員に通知する。

(1)「掲載可」および「掲載不可」の場合は、編集委員会の審査結果および全審査員の判定と所見を投稿者に送付する。

(2)「修正再審査」の場合は、全審査員の判定と所見を投稿者に送付し、論文の修正、再提出を求める。

4. 再提出論文に対する審査

1)再提出論文は B 判定の審査員が再度審査する。

2)再審査の結果により、以下の基準で審査結果を決定する。

(1)それまでの審査と合わせ A が 2 つの場合「掲載可」、C が 2 つの場合「掲載不可」とする。

(2)初めて C がついた(A, C)(B, C)の場合は上記 3-4)・(2)に従う。

(3)B の場合は、「修正再審査」とする。

3)審査結果は、上記 3-5)に従って投稿者に通知する。

4)以下、繰り返される再提出に対しては同じ手順を繰り返す。ただし、3 回目からの審査においては編集委員会の判断を優先させることがある。

5.編集委員会が当該論文の掲載に重大な問題があると判断した場合には、審査員に照会した上で、編集委員会としての判断を下す場合がある。

附則 本「申し合わせ」は平成 22 年 4 月 10 日から施行する。